

労働保険の年度更新について

1. 労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算するという方法になっています。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付、および新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

※令和4年4月からの雇用保険料率変更に伴い概算保険料計算方法が変わります。

令和4年4月から9月(6ヵ月)までの賃金見込額で計算した雇用保険料と令和4年10月から令和5年3月(6ヵ月)までの賃金見込額で計算した雇用保険料の合計額を令和4年度雇用保険概算保険料額として申告します。(雇用保険料率につきましては「令和4年4月所報かなはら」に掲載しております雇用保険料率となります)

2. 年度更新の申告・納付先

「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」(以下「申告書」といいます)を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関、所轄都道府県労働局及び労働基準監督署のいずれかに提出する必要があります。

3. 労働保険料の延納(分割納付)

概算保険料額が**40万円**(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は**20万円**)以上の場合、原則として、下記のとおり労働保険料の納付を3回に分割する事ができます。

	前年度以前に成立した事業場			4.1～5.31に成立した事業場			6.1～9.30に成立した事業場	
	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期
期間	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日～11.30	12.1～3.31
納期限	R4.7.11	R4.10.31	R5.1.31	成立した日の翌日から50日(注)	R4.10.31	R5.1.31	成立した日の翌日から50日(注)	R5.1.31

(注)国税通則法第10条第1項の規定により、年度途中で新規成立した事業場については、期間の算定に初日を算入しません。

※表の納期限は令和4年4月14日現在の情報によるものです。

※労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は別途ご案内いたします。

◎10月1日以降に成立した事業については延納が認められませんので、成立した日から3月31日までの期間の保険料を一括して納付していただくことになります。

お願い

申告書は、あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書され、都道府県労働局から各事業主あてに送付されます。
届き次第、金原事務所までご送付くださいますようお願いいたします。

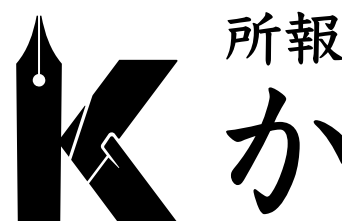
令和四年五月発行

五月号

発行所

社会保険労務士法人 金原事務所

〒100-0001 東京都千代田区千代田
長崎市興善町四番二号
TEL(八三三)三九〇〇番
FAX(八三三)八七九二番



所報

かなはら

No.779

令和4年5月

社会保険労務士法人
金原事務所

特集 令和4年4月から年金制度が改正されます

I 令和4年4月から在職定時改定制度が導入されました

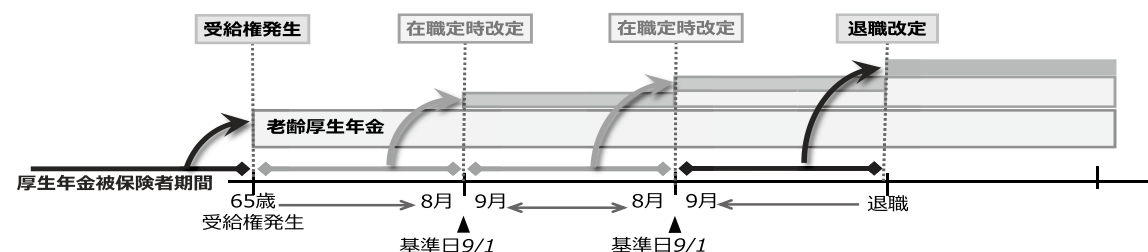
老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、令和4年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されていました。

就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図る観点から、**令和4年4月から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。**

在職定時改定の仕組み

- 基準日(毎年9月1日)において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月(毎年10月)分の年金から改定されます。
令和4年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されます。
- 対象者となるのは**65歳以上70歳未満**の老齢厚生年金の受給者です。
▶65歳未満の方は繰上げ受給をされている方であっても在職定時改定の対象となりません。

在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されます。



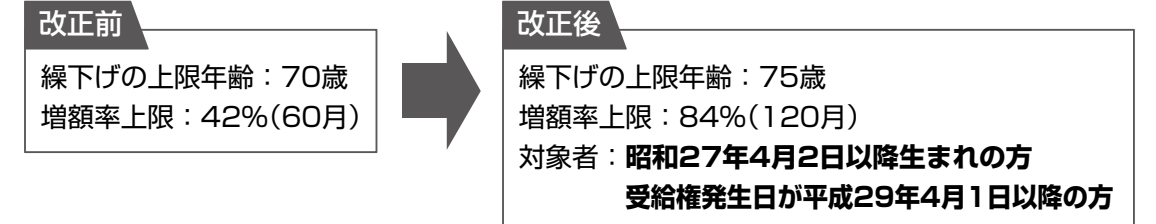
Ⅱ 令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられました

老齢年金を66歳以後に受給開始(繰下げ受給)する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額(1月あたり0.7%増額)されます。高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的として、**令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。**

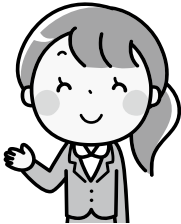
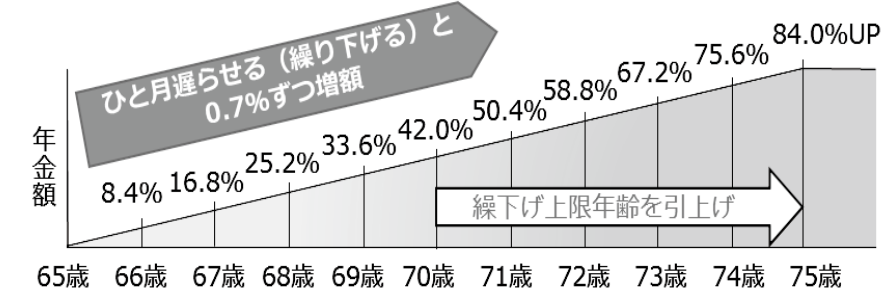
対象となる方は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ①70歳未満の方
(昭和27年4月2日以降生まれの方)
- ②老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方
(受給権発生日が平成29年4月1日以降の方)

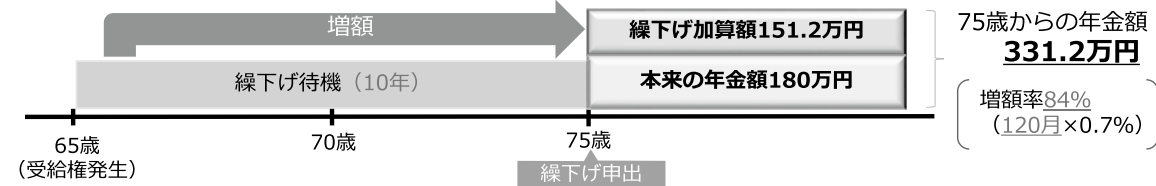
※上記の①②のいずれにも該当しない方は、令和4年3月までと同様に繰下げの上限年齢は70歳です。



＜繰下げ受給による年金額の増額イメージ＞



【例：年金額が180万円の方が、75歳まで繰り下げた場合】



Ⅲ 令和4年4月から加給年金の支給停止の規定が見直されました

加給年金は厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方に、65歳到達時点(または定額部分支給開始年齢に到達した時点)で生計を維持している配偶者または子がいるとき、自身の年金に加算されます。

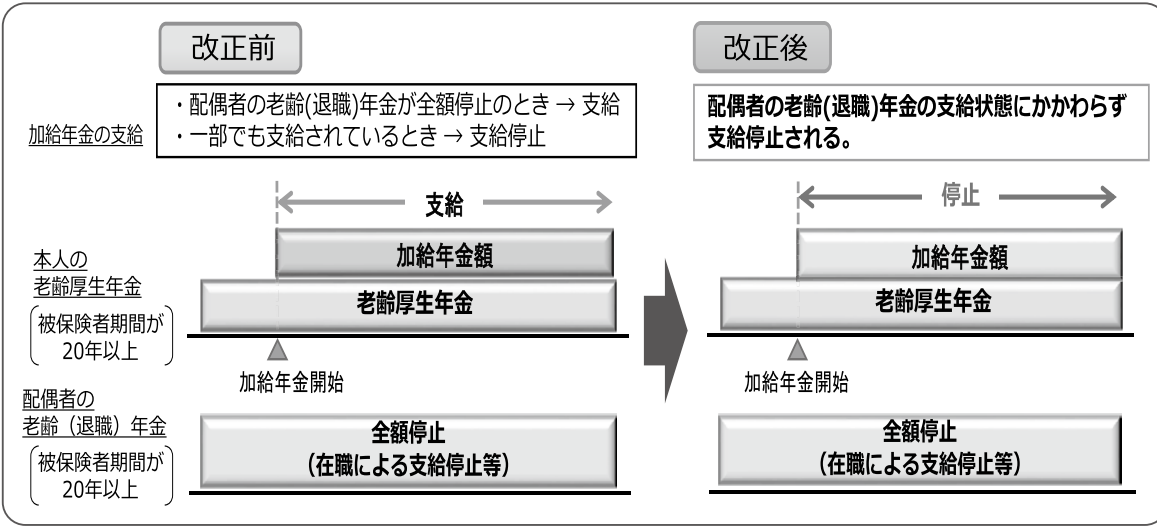
生計を維持している配偶者に**老齢や退職、障害を支給事由とする給付**を受け取る権利がある場合、加給年金は支給停止されますが、配偶者に対する給付が全額支給停止されている場合には、加給年金が支給されることとなっていました。

令和4年4月以降は、配偶者の老齢または退職を支給事由とする給付が全額支給停止となっている場合にも、これらを受け取る権利がある場合は、加給年金は支給停止されます。

※障害を支給事由とする給付については変更ありません。



今回の改正で変更された点



【経過措置】

以下の①および②の要件を満たす場合については、**令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置が設けられています。**

- ① 令和4年3月時点で、本人の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金が支給されているとき
- ② 令和4年3月時点で、加給年金額の対象者である配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有しており、全額が支給停止されているとき